

(R7当初)「水産加工連携プラン支援事業」に関するQ&A

令和6年5月作成

(注) 本Q&Aは応募に際しての質問をいくつか取りあげ、基本的な考え方や留意点を示すことで事業への理解を深めていただくことを目的としています。

個別の御質問に正確にお答えするためには具体的な検討が必要になりますので、以下が必ずしもすべての事例に当てはまる回答ではないことをご了承願います。

通し番号	質問・問合せ	回答
1	本事業の目的や狙いはなんのでしょうか？	本事業は、水産加工業者が直面する原材料不足、人手不足、経営力向上といった課題の解決に向けて、生産・加工流通・販売等の関係者や専門家が連携して行う取組を総合的に支援するものです。
2	連携協議会の立ち上げについて、参加が必須となる加工・流通段階事業者同士でも協議会を構成できるのでしょうか？	御理解のとおりです。 なお、事業趣旨に鑑みれば、サプライチェーン上の多くの関係者が広く連携することで、1者では解決できない課題への挑戦を期待しておりますが、同業者2者で連携することで課題解決が可能な場合であれば、加工・流通段階事業者同士の2者で協議会を作ることができます。
3	協議会の構成員となる者の企業規模に制約はありますか？(資本金などによる大企業排除要件の有無)	特段の制約はありません。 審査基準では、従業員20名未満の水産加工業者が構成員に含まれる場合は、加点されることになっています。
4	補助対象となる経費のうち、水産加工機器、水産物販売に必要な機器などは、中古資産であっても購入費は補助対象となりますか？	中古品についても、補助対象となりえます。 ただし、補助対象とする購入費は残存簿価や同等中古品との見積比較などにより適切な価格として設定される必要があります。また、中古品であっても処分制限期間は新品同様の年数を設定し、期間中は継続利用する必要があります。
5	補助対象経費のうち経営指導等コンサルティングに要する経費について、商工会議所へコンサルティング契約を行った場合、補助対象となりますか？	補助対象となりません。 補助対象となる経費は、専門性の高い民間事業者によるコンサルティングで必要性の高いものを想定しています。 なお、商工会議所は、商工会議所法において営利を目的とした活動ができないこととされており、商工会議所が事業者さんの相談に応じることは営利を目的としない本来の業務として実施されている実態があります。
6	成果目標の達成状況は、事業実施年度を1年度目、翌年度を2年度目、翌々年度を3年度目、としてその該当年度の翌年度に報告書を提出することになるのでしょうか？ そのうち1回でも達成率50%を下回り、その後の改善が見込まれないと判断された場合は国庫補助金の返還義務が生じますか？	御理解のとおりです。 1回でも目標を下回るとただちに返還というわけではありませんが、その後の改善が見込まれないと事業実施主体（センター）が認める場合は、運用通知の規定に従い、国庫補助金の一部又は全部の返還を行っていただくことになります。 そのような事態を避けるためにも、適切な目標設定を行い、実施後は目標達成に向けた改善努力をお願い致します。

7	補助対象となりえる取組事例について、具体的に知りたいです。過去事例などの情報はありますか？	これまで水産庁による補助事業により様々な取組について支援がなされてきたところです。課題提案書の提出にあたっては、よりよい取組となるよう以下の過去事例についても情報収集いただいたうえで、ご応募をお願いいたします。 ① 水産庁HP「水産バリューチェーン構築の取組優良モデル集概要版（令和6年3月）」 ② 日本水産資源保護協会HP「水産加工・流通構造改善促進事業取組支援事業取組事例」、「新生活様式対応型水産物消費拡大支援事業」 ③水産物安定供給推進機構HP「産地水産加工業イノベーションプラン支援事業」
8	水産物の輸出拡大の取組は連携プランの取組内容とできますか？	輸出拡大による売上増加や販路多角化などに取り組む場合は、連携プランの取組として実施いただくことは可能ですが、輸出拡大関連予算として「水産物輸出拡大連携推進事業」等の輸出向け支援がありますので、併せて検討いただければと思います。
9	水産加工や水産物流通に課題があると感じていますが、何から取り組むべきか悩んでいます。	アドバイザーからの助言で、課題解決の取組に対するヒントが得られる可能性もありますので、アドバイザー派遣を検討いただければと思います。 また、連携企業先についても、可能な範囲でマッチングのお手伝いを致します。水産物安定供給推進機構の本事業Webページにある相談窓口フォームから御連絡ください。
10	原材料不足に対応するため、輸入原料の調達量を増やし、国産原材料不足を補いたいと考えています。このように輸入依存度を高める取組であっても、連携プランとして補助対象となるでしょうか？	補助対象となる場合もありえますが、審査基準では「現状の取組に新たな要素を加え、課題解決に挑戦する意欲的な取組となっているか」という項目を踏まえた審査がなされることから、現状の課題解決に向き合った取組がより望ましいと考えます。
11	申請から事業開始までの手続きフローを教えてください。	①水産加工業者が直面する課題を解決するための連携協議会を設立⇒②課題提案書等をセンターに提出⇒③外部審査委員会による審査⇒④国の承認⇒⑤採択・不採択が決定⇒⑥連携協議会へ採択・不採択を通知⇒⑦（採択された協議会）は事業の実施、となります。 なお、助成金の交付は別途、必要な手続きを経て、正式に決定されることとなります。交付決定前に発注、発生した費用は対象にはできませんのでご注意ください。